

委託業務特記仕様書（令和7年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。
- なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（ウィークリースタンス）

- 第6条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーペリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（業務スケジュール管理表）

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

（Web会議【発注者指定型】）

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（Web検査【発注者指定型】）

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（本業務の特記仕様事項）

第11条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1 業務概要

津田地区フェーズ2埋立地は、現在第1期工事の埋立が進行しており、護岸工事は竣工間近となっている（埋立計画平面図参照）。第2期工事に続き第2期工事が計画されているが、2期工事の実施時期については不透明であるため、1期工事の護岸保護工について予備設計を行う。併せて2期工事の護岸についても護岸保護工を検討する。

また、フェーズ2全体の土地利用計画については検討済みであるが、2期工事埋立地のみの土地利用計画は未設定のため、1期工事の土地利用計画を検討する。

さらに、1期工事の埋立による埋立地内及び周辺地盤の沈下観測は実施されているが、観測値による実測

沈下解析は未了のため、本業務で埋立地内 2 箇所と護岸 6 箇所の沈下観測データを取りまとめ、双曲線法による実測沈下解析を行う。

2 業務内容

1. 打合せ

打合せ協議は、業務着手時・中間打合せ 3 回・成果物納入時の計 5 回を基本とし、必要に応じて随時実施する。

2. 設計計画

業務の目的及び内容を把握し、設計図書に示す業務内容を確認し、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案し、業務計画書を作成する。

3. 資料収集整理

護岸の設計及び 1 期工事の土地利用計画策定に必要なフェーズ 2 埋立資料、深浅図等の資料を収集・整理する。

4 設計条件

護岸の設計に必要な上載荷重・潮位等の利用・自然条件及び護岸保護工の重量算定に必要な波浪条件等を取りまとめ・設定する。

5. 護岸の設計（第 2 期）

護岸保護工として 3 案を設定し、安定計算を行い、標準断面図・平面図を作成する。3 案の概算数量及び概算工事費を算定し、総合的な比較検討より最適な構造形式を選定する。決定した構造諸元について図面を作成する。

6. 護岸の設計（第 2 期）

護岸保護工として 3 案を設定し、安定計算を行い、標準断面図・平面図を作成する。3 案の概算数量及び概算工事費を算定し、総合的な比較検討より最適な構造形式を選定する。決定した構造諸元について図面を作成する。

7. 1 期工事の土地利用計画

- ・現地踏査を行い、1 期工事埋立地の現況を把握する。
- ・現地踏査結果より埋立地の利用目的を考慮し、施設配置の縦断・横断設計を行う。
- ・施設配置に伴う道路付帯構造物及び小構造物の予備設計を行う。
- ・埋立地の用排水の予備設計を行う。
- ・関係機関協議のための設計図等の協議資料を作成する。
- ・設計図より数量及び概算工事費を算定する。

8. フェーズ 2 実測沈下解析

埋立地内 2 箇所と護岸 6 箇所の沈下観測データを取りまとめ、双曲線法による実測沈下解析（解析ケース 10 ケース）を行いとりまとめる。

9. 照査

業務の区切り毎に業務内容の照査を行い、照査報告書にとりまとめる。

10. 報告書作成

設計業務成果概要書、設計図面、数量計算書等を成果報告書としてとりまとめる。

成果品の提出は、下記のとおりとする。

報告書（紙媒体：A4 チューブファイル綴じ） 1 部

電子成果品（CD-R） 2 部（正副各 1 部）

